

「社会資本整備審議会建築分科会基本制度部会中間報告(案)に対する意見」

(フリガナ) ナカノ ヨシカズ

氏名 中野 由一

住所 東京都港区芝 3-16-12

所属(会社名) (社)日本建築積算協会 (部署名) 会長

電話番号 03-3453-9591

ご意見の内容

(意見) 以下の3点について意見を述べます。

1. 「2.現在の建築規制制度、建築士制度等の課題」の内、(3)建築士制度の課題について
建築士の実務に関し、建築積算・コストに関する領域を直接的に規定する法的根拠に欠けている事は問題であると考えます。
2. 「3.建築物の安全性確保のため早急に講ずべき施策」の内、(1)構造計算書等の建築確認時の審査方法の厳格化について
建築確認申請図書に構造数量表の添付及びそれに関与した建築積算資格者の氏名記載の義務付を追加すべきであると考えます。
3. 「4.引き続き検討すべき課題」の内、(1)建築士制度に係る課題について
設計の整合性を図るための業務体制として、建築生産システム全体を一貫して統括するプロジェクトマネジャーを介在させ、そこに第三者的立場で建築コストの客観性を主張できるコストマネジメント機能を付与することを望みます。

(理由)

1. 建築士法では、企画・設計プロセスにかかわる設計業務及び施工プロセスにかかわる監理業務の領域として、建築意匠、建築構造及び建築設備の3種を前提にしている。これに対して、明らかに企画・設計業務の基幹であり、かつ、維持管理を含めた建築生産プロセスとかかわりのある建築積算・コスト領域を直接的に規定する法的根拠に欠けているのが現実である。言うまでもなく顧客満足度を満たすには、最小コストで安全性、利便性並びに資産価値を確保することが必要とされるが、行き過ぎたコスト削減が危険な欠陥建築につながるのは当然の成り行きといえる。
そこで、建築物にかかわる正当な顧客の満足を達成するために不可欠な専門業務として、構造設計、設備設と併記し、積算・コスト管理技術を社会的に認知すると同時に、それらを法的に規定する必要があるものとする。
2. 中間報告(案)では、中間検査の厳格化として不審な点を見つけた場合、構造計算書の点検の義務付けを検討しているが、それに加え構造数量の面からの点検も必要である。また、建築ストックに関するデータベースの整備については、建物の数量が分る資料も必要であろう。そのために、建築確認申請図書に構造数量表の添付と責任の所在を明らかにするため、それに関与した建築積算資格者の氏名記載を義務付けることが必要であるとする。
3. 従来の建築生産プロセスにおいて、これまでコストプランニングは設計業務の重要な基幹産業であり、当然設計者がその任に当たるものとみなされてきた。しかしながら専門分化が進展したこんにち、実際には設計業務形態や組織体制が形骸化して、企画設計プロセスで円滑に機能しなくなっているのが現状である。もともとコスト関連の業務が意匠設計の範囲にとどまっていたはなんら問題の解決に結びつかないといえる。そこで敢えて次の再提案を行なう。
 - 1) 建築生産システム全体を一貫して統括するプロジェクトマネジャー - (PMr)を介在させ、そこに第三者的立場で建築コストの客観性を主張できる建築コストマネジャー - を置くこと。
 - 2) サブシステムとして、企画・設計業務の中に、コストプランニング、コストコントロール及び数量チェックの機能を確立し、建築積算資格者及び建築コスト管理士との業務提携を図ること。